

綾瀬市環境保全対策補助金の交付を受けた設備等の処分制限期間内の処分に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境保全対策補助金の交付を受けた設備等を、財産の処分の制限期間内に処分した者に対し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）第15条に規定する財産の処分の制限に係る承認の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全対策補助金 綾瀬市電気自動車購入補助金交付要綱（平成23年4月1日施行）、綾瀬市共同住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）、綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）、綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱（令和6年4月1日施行）、綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱附則第2項の規定による廃止前の綾瀬市住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱（平成17年6月1日施行）、綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱附則第2項の規定による廃止前の綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）及び綾瀬市雨水貯留槽設置補助金交付要綱を廃止する要綱（平成29年4月1日施行）による廃止前の綾瀬市雨水貯留槽設置補助金交付要綱（平成17年6月1日施行）により交付を受けた補助金をいう。
- (2) 設備等 前号の交付を受けた太陽光発電設備、雨水貯留槽、電気自動車、HEMS、ZEH、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車充電電器をいう。
- (3) 処分 環境保全対策補助金の交付の目的に反して、設備等を抹消することをいう。

(処分の承認の申請)

第3条 別表に定める使用開始日から同表に定める処分制限期間を経過しないうちに、

設備等の処分を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、規則第15条に規定する市長の承認（以下「承認」という。）を受けなければならない。

2 申請者は、処分を行う前に、設備等処分承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の承認）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、設備等の処分の適否を決定し、設備等処分承認決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、承認の決定を受けた者（以下「承認決定者」という。）は、別表に定める設備等の処分制限期間から使用月を引いた値を処分制限期間で除した値に、当該環境保全対策補助金の交付額を乗じて算出した金額（100円未満の端数は切り捨てる。）を市長に返還しなければならない。ただし、設備等の処分が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者の責めに帰さないやむを得ない事由による処分とみなし、市長は環境対策補助金の返還を求めないものとする。

(1) 設備等が天災等により使用不能となり抹消処分をするとき。

(2) 設備等が過失のない事故により使用不能となり抹消処分をするとき。

(3) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

3 前項の使用月は、別表に定める設備等の使用開始日から決定通知書の通知日までの月数とする。この場合において、1月に満たない使用月については、使用月に含めないものとする。

（環境保全対策補助金の返還）

第5条 承認決定者は、決定通知書に定められた環境保全対策補助金の返納額を、2週間以内に納付しなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、当該環境保全対策補助金の交付を受けた者が、処分制限期間内に市長の承認を受けずに設備等を処分したときは、市長は、規則第13条第1項第3号の規定により環境保全対策補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、規則第14条の規定により環境保全対策補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

設 備 名	使用開始日	処分制限期間
太陽光発電設備	電力の受給開始日	120月
ZEH	設備の引渡し日	72月
HEMS	設備の引渡し日	60月
家庭用燃料電池システム	設備の引渡し日	72月
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備の引渡し日	72月
電気自動車充給電器	設備の引渡し日	60月
雨水貯留槽	代金の支払日	60月
電気自動車	自動車検査証の初度登録年月の初日	48月

備考 平成28年度以前に交付決定を受けた電気自動車の処分制限期間は、60月とする。

第2号様式（第4条関係）

<p>設備等処分承認決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">綾瀬市長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">年度に環境保全対策補助金の交付決定を受けた設備等の処分について、 次のとおり決定したので通知します。</p>	
設備等処分の承認	承認する
	承認しない (理由)
補助金の返納額	円
備 考	<p>別添「納入通知書兼領収書」により納付してください。</p> <p>第4条第2項第1号（天災等による抹消）</p> <p>第4条第2項第2号（過失のない事故による抹消）</p> <p>その他（)</p>